

2020年4月9日

保護者各位

東京大学教育学部附属中等教育学校
校長 斎藤 兆史

けがや事故に伴う補償について

日頃より本校の教育活動にご協力いただきありがとうございます。

本校では、学校管理下における偶発的な事故やけがに備えて、全てのご家庭に日本スポーツ振興センター及びAIG保険に加入していただいております。これらの補償内容について、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 学校管理下での負傷、疾病、障害、死亡の場合

○ 生徒本人（または保護者）が保健室へ行って、申請書類を受け取り、手続をして下さい。

	日本スポーツ振興センター	A I G 保 険 * 3
請求時効	発生から2年間 * 1	発生から3年間
給付対象	支払った治療費 (3割負担で1500円以上)	通院日数(発生日から90日以内) 入院日数(発生日から180日以内)
給付金額	治療費の4割相当 * 2	通院1日当たり1300円/日 * 4 入院1日当たり2000円/日 * 4
提出先	保健室	各自で投函

* 1 卒業後などに発症した後遺症にも給付されます。

* 2 医療費(3割負担分)と障害見舞金(1割分)が給付されます。

* 3 日本スポーツ振興センターやカンガルー保険などとの併用ができます。

* 4 支払った治療費にかかわらず、日数に対し支払われます。

日本スポーツ振興センターを利用する場合

- 後日給付となります。
- 保健室から受け取った申請書類を病院へ提出し、記入してもらって下さい。
- 自治体などで医療費無償化の制度を利用する場合は、1割のみの支給となります。日本スポーツ振興センターを利用される場合は、あらかじめその旨をお伝え頂き、窓口3割負担分を立て替えてお支払い頂いた方が、手続がスムーズに進みます。
- 前月分の支払い請求書は原則として毎月10日までに保健室へ提出して下さい。

2. 学校管理下での事故で相手や物に被害を与えてしまった場合

- 顧問や担当教員からAIG事故センターへ連絡をします。
- 事故センターの調査、認定の結果で給付が決まり、個人の物損事故には支払われません。
- 給付請求は、立て替え分を請求するほかに、直接請求先の口座に振り込むこともできます。

ご不明な点は、学校までお問い合わせ下さい。なお、自転車通学に関しては、学校までであれ最寄り駅までであれ、保険加入が義務化されておりますので各ご家庭で必ずご加入ください。